

諮問(情)第24号

答 申

第1 審査会の結論

特定の市立中学校(以下「本件学校」という。)において発生した特定個人の事故に係る以下の文書(以下「本件対象文書」という。)の公開を求める請求(以下「本件請求」という。)について、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定(以下「原決定」という。)は、妥当である。

本件学校において作成された文書(会議録、学年会資料等)の全部
札幌市教育委員会(以下「諮問庁」という。)において作成された文書(委員会会議録、同会議資料)の全部

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求人が、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、平成18年10月6日に行った本件請求に対して、札幌市教育委員会教育長が行った原決定を取り消し、本件対象文書を公開するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

本件対象文書は、本件学校において特定日に発生した特定個人に係る事故について、本件学校と諮問庁が、当該事故が表面化し、責任追及されることを恐れて共同謀議により隠ぺい工作を行った実態を示すもの及び諮問庁が警察による発表を差し止めるための隠ぺい工作について協議したものである。

本件請求に係る事故は、本件学校の重大な過失によるものである。本来は、警察により公表されるべき事案であったが、本件学校の当時の校長が違法な圧力をかけて公表を差し止めさせたものである。

そして、一連の違法行為は、諮問庁が本件事故に対する社会的責任の追及を逃れることを目的としたものであり、公教育を司るものにあるまじき不正かつ非道極まる犯罪行為である。

第3 諮問庁の説明要旨

1 本件対象文書

本件対象文書は、特定個人に係る事故に関して作成されたとする文書である。

2 存否応答拒否決定処分の妥当性

本件請求は、特定個人を名指しし、その個人について発生した事故に関する文書の公開を求めるものである。これに対して公開又は非公開等の決定を行うことは、当該事故に係る公文書の存在の有無を明らかにすることとなり、その結果、当該特定個人に係る特定事故の発生の有無を明らかにすることになる。

特定個人に特定の事故があったという事実は、個人の名誉、人格に直接関わる個人情報であり、条例第7条第1号本文に該当するものである。

このことから、本件対象文書の存否を答えるだけで、特定個人に特定の事故があった事実の有無という条例第7条第1号の非公開情報を回答することになる。

したがって、本件請求に対して条例第10条に基づき存否応答拒否処分とした原決定は妥当であり、維持すべきと考える。

第4 審査会の判断

1 本件請求

本件請求は、特定の個人を名指ししたものであり、かつ、その記載内容によると、本件学校において特定日に発生したとする事故の内容は、当該特定個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であると認められる。

そして、本件対象文書は、当該事故に関して、本件学校と諮問庁のそれぞれ又は相互において協議等を行った文書である。

諮問庁は、本件請求に対し、条例第10条に基づく存否応答拒否決定処分を維持すべきであると主張しているため、以下、その妥当性を検討する。

2 存否応答拒否決定処分の妥当性

本件対象文書が存在しているか否かを答えることは、本件学校において特定日に特定個人に係る事故が発生したという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は、個人に関する情報であって、当然に当該個人を識別することができるものと認められ、条例第7条第1号本文前段の情報に該当するものと認められる。また、本件存否情報が同号ただし書アないしウに該当するとする事情は認められない。

したがって、本件存否情報は、条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当し、当該情報を記した本件対象文書については、その存否を明らかにするだけで、条例第7条第1号に規定する非公開情報を公開することとなると認められるので、条例第10条の規定により、本件請求は、本件対象文書の存否を明らかにしないで、これを拒否すべきものと認められる。

3 その他の主張

審査請求人は存否情報に係る諮問庁の不正等を主張するが、条例に基づく公文書公開請求に係る決定の適否の判断とは関わりのないことであるから、当審査会が判断する事柄ではない。

4 結論

以上のことから、本件対象文書について、その存否を答えるだけで条例第7条第1号に規定する非公開情報を公開することとなるとして、その存否を明らかにしないで本件請求を拒否した原決定は妥当であると認められるので、第1のとおり判断する。

第5 審査経過

次表のとおり。

年 月 日	審 査 経 過
平成19年1月30日	諮問書及び諮問庁の存否応答拒否理由説明書を受理
平成19年2月9日	審査請求人に諮問庁の存否応答拒否理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成19年3月20日 (第34回審査会)	事案の概要説明及び諮問庁からの事情聴取
平成19年3月29日 (第35回審査会)	審 議
平成19年3月30日	答 申

八幡委員は本件に係る調査審議を回避し、これに参加していない。